

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、原則として小学生以上とする。
2. 指導者は、20歳以上とする。
3. スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者1名以上で構成され、登録指導者のうち1名を代表指導者とする。
4. 指導者は2団以上の代表指導者を兼ねることはできない。
5. 団には1名以上の有資格指導者がいなくてはならない。ただし新規登録団については、年度内にその登録指導者が資格を取得すればよいものとする。
6. スポーツ少年団の登録にあたっては、日本スポーツ少年団が指定する登録用紙をもって、毎年4月1日から6月30日までの期間中に所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
7. 市区町村スポーツ少年団は上記手続きを経たスポーツ少年団をとりまとめ、所定の登録用紙を添えて、7月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。またこの時所定の登録用紙をもって市区町村所属の役職員の登録も同時に行うものとする。
8. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県所属の役職員の登録も同時に行うものとする。
9. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者・役職員1名700円とする。

第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1. 新規登録団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport JUST」を送付する。また、スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
2. 更新登録団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport JUST」を送付する。
3. 団員については団員章を交付する。
4. 指導者については登録証ならびに指導者章を交付する。
5. 役職員については登録証を交付する。

第4条 前条による認定をうけた団、団員、指導者は市区町村、都道府県、日本スポーツ少年団が実施する事業等に参加の権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用を認められる。

第5条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則3 本細則は平成4年10月21日から改訂施行する。

附則4 本細則は平成7年4月1日から改訂施行する。

附則5 本細則は平成11年4月1日から改訂施行する。

附則6 本細則は平成17年4月1日から改訂施行する。